

による命令の期間については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している施行日前の研究機構等とその職員に係る特効法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特効法第三章（第十二条から第十六条まで）の規定を除く。）及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二十二条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一九年三月三〇日法律第八号）抄

（施行期日） **九五号** 抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六七号）抄

（施行期日） **第一号** 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定
（課税の特例）

（別法及び新通則法第一条第一項に規定する個別法の中に国立研究開発法人という文字を使用するものとされた新通則法第二条第一項に規定する独立行政法人が当該名称の変更に伴い受けたる名義人の名称の変更の登記又は登録については、登録免許税を課さない。
（処分等の効力）

第二十七条 新通則法第一条第一項に規定する個別法及び新通則法第四条第二項の規定によりその名称中に国立研究開発法人という文字を使用するものとされた新通則法第二条第一項に規定する独立行政法人が当該名称の変更に伴い受けたる名義人の名称の変更の登記又は登録については、登録免許税を課さない。

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を

含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもの

のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。